

プロジェクト 国際対応

項目 IASB 定期協議の概要

## 1. 概要

1. ASBJ と IASB は、2013 年 5 月 9 日、10 日に、東京で第 17 回目の定期協議を行った。
2. IASB からは、次の 4 名のメンバーが参加した。
  - Hans Hoogervorst 議長
  - Stephen Cooper 理事
  - 鶯地 隆継 理事
  - Henry Rees アソシエイト・ディレクター
3. 全体のスケジュールは以下のとおりである。

日時	議題
5 月 9 日 (木)	
11:15-16:15 (休憩含む)	概念フレームワーク
16:15-16:45	保険契約
5 月 10 日 (金)	
10:15-11:15	金融商品：減損
11:15-11:45	のれんに関するリサーチ

4. 会議終了後に、参考資料 1 のプレス・リリースを公表している。
5. 次項以下で、テクニカル・セッションの概要を記載する。「ASBJ の主張」は、主に ASBJ スタッフによる提案である。「議論の概要」には、主に IASB 参加者の意見を記載している。

## II. テクニカル・セッションの概要（未定稿）

### 概念フレームワーク - プロジェクトの進め方

#### ASBJの主張

6. 概念フレームワーク見直しの計画として、当期純利益と測定のように、相互に関連するものを同時に議論することについては賛成である。
7. しかしながら、2015年9月完成目標というスケジュールから考えると、難しい分野があり、そのようなテーマについては、プロジェクトを分けて、時間をかけて取り組むべきと考える。
8. 例えば、「会計単位」や「認識の中止」は、現在のIASBの提案では、多くの判断を概念フレームワークではなく、個々の会計基準設定に委ねることとされているが、これらについては、概念フレームワークに相当程度決定しないと、個々の会計基準開発が進まないと考えられる。

#### 議論の概要

9. 会計単位と認識の中止の2点は難しいテーマであるが、会計単位については、基準開発レベルで対応できるのではないかと。(IASB)
10. ASBJが主張の点に関しては、ディスカッション・ペーパー(DP)へのコメントを踏まえて検討したい。(IASB)

### 概念フレームワーク - 慎重性（保守主義）

#### IASBの提案

11. IASBは、2010年9月にFASBと共同で概念フレームワークの第1章「一般目的財務報告の目的」及び第3章「有用な財務情報の質的特性」を改訂した。IASBは、第1章及び第3章を最終化するに当たり、従来の概念フレームワークで信頼性の一つの特徴とされていた「慎重性（保守主義）」について「中立性」の考え方と矛盾するという理由で、忠実な表現の要素として含めないこととされた。また、他の言語への翻訳が難しいことから、「ステワードシップ」という表現を使用していない。
12. IASBによる今回の概念フレームワークの改訂プロジェクトでは、上記の章は見直さないことが暫定的に決定されている。

#### ASBJの主張

13. 慎重性（保守主義）の概念は、IFRSの会計基準全体に多く用いられており、また、企業が質的特性（目的適合性、忠実な表現）を十分に考慮しても、なお2つの選択肢がある場合に、利益を低くする（又は資産を少なくする）方法を選択することを妨げることを意図している訳ではないと理解している。中立性を害さない範囲内で、慎重性を明確化することは有益と考えられ、結論の根拠の記述を修正すべきと考え

る。

#### 議論の概要

14. 第1回のASAF会議において、慎重性や受託責任についての要望は、多く聞かれなかった。これまで、慎重性と受託責任を概念フレームワークで明記すべきというコメントは多く聞いているが、DPで広く見解を求めれば、現行の記述の方が良いという意見もあるかもしれないため、DPにおいてコメントを求めることは有益かもしれない。(IASB)

## 概念フレームワーク - 純損益/OCI

### IASB の提案<sup>1</sup>

15. IASB の現行の概念フレームワークでは、包括利益計算書における構成要素として、収益 (income) と費用 (expense) が定義され、純損益 (profit or loss)、包括利益 (comprehensive income) は構成要素として定義されていない。今後も、これらについて、現行の定義を大きく変更しないことを提案している。
16. 純損益 (profit or loss) とその他の包括利益 (OCI) との区別に使用できる可能性のあるいくつかの属性 (未実現、非反復、営業外、測定の不確実性、長期、経営者のコントロール外) を分析したうえで、どれも個別では決定的なものはないとしている。
17. 包括利益計算書における純損益の表示について、次の 3 つのアプローチを提示し、アプローチ 1 を IASB の予備的見解としている。

#### (アプローチ 1)

純損益で表示される収益・費用は、当該報告期間における企業の財務業績の主要な描像を伝達する。OCI は、それがより目的適合性のある情報を提供する場合に用いられ、財務業績に関する目的適合性のある情報をもたらす時点で純損益にリサイクルする。

アプローチ 1 の下で、橋渡し項目 (bridging item)、再測定のみスマッチ (mismatched remeasurement) の 2 つが OCI の表示が適格とされ、純損益にリサイクルされる。

#### (アプローチ 2)

OCI は、それがより目的適合性のある情報を提供する場合に用いられるが、OCI の使用を決定するにあたり、いくつかの指標を検討する。

#### (アプローチ 3)

純損益の小計を表示しない単一の包括利益計算書とする。

### ASBJ の主張

18. 包括利益計算書の構成要素として、収益、費用の代わりに、純損益、包括利益を定義すべきである。
19. 純損益と OCI との区別に用いる属性として、「未実現」、「長期」、「測定の不確実性」が有用となる可能性がある。これらの属性や他の属性を組み合わせることで、純損

---

<sup>1</sup> 4 月 IASB 会議の暫定決定では、ここで示した IASB スタッフ提案のアプローチ 1~3 の考え方が 2 つのアプローチにまとめられている。スタッフ提案のアプローチ 1 は、暫定決定のアプローチ 1 の類型 1 とされる。スタッフ提案のアプローチ 2 は、スタッフ提案のアプローチ 1 と統合される形で、暫定決定のアプローチ 1 の類型 2 とされる。この類型について OCI とされるのは、類型 1 で OCI とされる項目 (橋渡し項目、再測定のみスマッチ) に加えて、一定の指標のセットに基づく項目である。スタッフ提案のアプローチ 3 は、暫定決定のアプローチ 2 とされる。

益の定義の開発を試みるべきである。

20. 純損益の表示に関する3つのアプローチのうち、アプローチ1に基本的に同意する。純損益に表示される収益・費用項目は他の項目に比べて重要性が高く、OCIは事後的に必ずリサイクルすべきだからである。アプローチ2は同意しないが、その中で提示される指標はアプローチ1の改善に役立つ可能性がある。アプローチ3は同意しない。
21. 純損益とOCIの識別属性の分析も踏まえて、純損益の説明として、『純損益は、ある1期間の企業活動の時間軸に沿った成果を、包括的に示す。』を提示した。
22. OCI項目を、橋渡し項目と再測定 mismatches として性格付けすることは有用だが、両者の違いが分かりにくく、両者がリサイクルされるのであれば統合してもよいのではないか。
23. 戦略的投資株式は、橋渡し項目とすべきである。

## 議論の概要

(包括利益計算書の構成要素)

24. 現状通り収益・費用を財政状態計算書との関係から定義することは概念上の規律の観点からも問題ないと考えている。ASBJの提案も理解はできるものの、そのように変更するのであれば、どのような結果が生じるのか慎重に検討を行う必要がある。(IASB)
25. 収益・費用は、特定の状況に応じた分解の問題であるとするこの議論は興味深い。収益・費用で構成要素を定義しても、包括利益計算書でどのように表示すべきかの答えは出てこない。唯一、堅牢な結節点があるとするれば、究極的にはネットの変動であろう。(IASB)

(純損益の定義)

26. 純損益の定義が機能するかは疑問である。「包括的」はよいとしても、時間軸の考え方を入れるのは問題がある。再測定の金額が最終結果と異なることを理由としてOCIとするとしているが、そのような場合に認識される純損益は長年の活動の一断面を示すに過ぎず、活動に沿った業績を示しているか疑問がある。(IASB)
27. ASBJから示されたように、再測定の金額が最終結果と異なることをOCIとする理由とすると、再測定項目のすべてにOCIを用いることになり、OCIの利用を限定できず、その場合のリサイクルの目的適合性も疑問である。  
例えば、年金負債に関する目的適合性のある情報とは、当期における年金負債の変動であり、リサイクルすることが企業の業績を示すよい方法かどうかについては疑問が残る。(IASB)
28. 保険、年金、戦略的投資は、すべて長期の性質を有しており、小さな市場インプットの変動が、大きな価値の増減につながる可能性があり、関係者がそうした増減を純損益に含めるのを好まないという共通項がある。それらについてOCIを用いる正

当性は長期であり、不確実という点だが、それは満足いくものではない。さらに考えを進めていくためには、いくつかの要素の組み合わせを考えることであり、それを現行の資産・負債項目にテストしていくべきである。(IASB)

(OCI の分類)

29. 橋渡し項目と再測定のみスマッチの分類は全く性質が異なるので、どちらもリサイクルするという理由だけで統合すべきではない。橋渡し項目には純損益と OCI を測定するために使用される 2 つの明確に区別できる測定基礎があるのに対して、再測定のみスマッチには測定基礎はひとつしかなく、単に損益の認識のタイミングを他の項目と一致させるために OCI を通じて純損益としての認識を繰り延べているだけである。(IASB)
30. 戦略的投資株式に関しては、IFRS 第 9 号の開発の際に検討したが、基準に入れるよい定義が開発できなかった。ASBJ の分析では、比較可能性の観点などから十分に堅牢な説明になっていないのではないか。(IASB)
31. IAS 第 21 号の純投資のケースは、これが橋渡し項目であるためには 2 つの測定基礎が必要であるが、IAS 第 21 号のケースではこれが何が分からない。また、再測定のみスマッチに該当するのは困難とする ASBJ の指摘も妥当である。せいぜい、経済的描像が不完全という程度である。ただ、多くが原価測定のみ項目であり、連結に際して、為替レート分のみ再評価する部分的な再測定であるので、おそらく再測定差額を純損益に含めるのに意味がないと考えたのが、IAS 第 21 号がこの項目を OCI とした理由の 1 つであろう。(IASB)

## 概念フレームワーク - 測定

### IASB の提案

(論点 1、3：測定原則と測定に関する判断の枠組み)

32. 2013 年 4 月の IASB 会議では、次のような測定の原則を設定することが提案されていた。但し、測定の目的については明示されていなかった。
  - 原則 1：特定の測定方法によって提供される情報の目的適合性 (relevance) は、それが財政状態計算書、損益及び包括利益計算書、場合によっては、持分変動計算書、及び財務諸表注記にどのような影響を与えるかに依存している。
  - 原則 2：特定の測定に係るコストは、既存又は潜在的な投資家、及びその他の債権者に情報を報告することの便益によって正当化されなければならない。
  - 原則 3：測定方法 (基礎) の数は目的適合的な情報を提供するために必要最低限でなければならない。

(論点 2：測定原則)

33. 2013 年 4 月の IASB 会議では、特定の資産に使用される測定基礎は「当該資産が将来キャッシュ・フローにどのように貢献するか」に基づいて識別 (決定) されるべきであるとの考えが示された上で、将来キャッシュ・フローへの貢献方法に関する

判断の根拠として、次の2案が提案されていた。

- (1) 資産の価値は、現在の活動（事業モデル）、計画、戦略、宣言した方針、又は過去の取引から示唆される実現方法
- (2) 最も利益の多い貢献手段

#### ASBJの主張

34. 上記に関連して、ASBJ サイドから、次のような発言がされた。

(論点 1、3：測定原則と測定に関する判断の枠組み)

測定目的：第1章「一般目的財務報告の目的」、第3章「有用な財務情報の質的特性」の記述を踏まえ、測定目的を明らかにすべきである。

測定原則：測定原則を維持するのであれば、次のように修正すべきである。

- 提案内容を概ね支持するが、1つの測定項目に対して、(財政状態計算書及び包括利益計算書それぞれの観点から) 2つの異なる測定基礎を使用することが適切な場合がある(この場合、両計算書における測定の差はOCIにより調整される。)
- 費用対効果の検討は重要ではあるが、基準設定プロセスにおいてははじめに検討されるべき事項ではなく、他の要素の後に検討されるべき。
- 測定基礎の数は、測定目的に照らして測定基礎を選別する過程で自ずと決まるものであり、事前に決定すべきものではない。また、こうした考え方は、概念フレームワークの別の箇所とも不整合であるため、当該原則は不要である。

測定に関する判断の枠組み：適切な測定基礎は、基準設定上達成すべき測定目的を念頭に置きつつ、次のような順番のプロセスを経て決定されることを明示すべきである。

ステップ1：目的適合性（価値の実現）及び忠実な表現の検討

ステップ2：ステップ1で適切な測定基礎が2つ識別された場合の検討(OCIの使用)

ステップ3：コスト・便益の検討

(論点 2：測定原則)

35. 資産の適切な測定基礎の決定に当たっては、「資産の価値がどのように実現されるか」という観点から決定すべきと考えている。また、適切な実現方法は、企業の現在の使用方法（ビジネスモデル等によって裏付けられる。）に基づき判断する方法が、将来キャッシュ・フロー予測に資するという財務報告の目的と適合的と考える。

#### 議論の概要

(論点 1、3：測定原則と測定に関する判断の枠組み)

36. IASB サイドから、測定目的及び測定原則に関して、次のようなコメントがされた。

- 測定目的：測定目的をより明確に記載すべきという見解に同意する。
- 測定原則：原則 1、2 に対するコメントについては同意するが、原則 3 については、将来の基準設定において、IASB が新たな測定基礎を作り出してこれに対

応するような事態を抑制する等のため、維持すべきと考えている。

37. ASBJ サイドからの判断の枠組みに関する提案について、IASB サイドから、同様のものを考えていたところで、考え方について同意するとの回答があった。

(論点 2：測定原則)

38. IASB サイドから、ASBJ の主張に賛同するが、「資産の価値の実現」が「将来キャッシュ・フローの貢献」に変わった点に関しては、IASB としては本質的に内容を変更する意図はないとコメントがされた。ただし、IASB サイドからは、事業モデルに基づき判断を行うことを強調すると、恣意性が介入する余地があり、比較可能性が低下する可能性が懸念されるとのコメントがなされた。

## 概念フレームワーク - 開示 (注記)

### IASB の提案

(論点 1：財務諸表注記の範囲)

39. 財務諸表注記には、過去及び現在の状況、取引及び事象から生ずる情報を含めなくてはならない。
40. 将来予測的な種類の情報を財務諸表に表示することを制限する。
41. 財務諸表には、企業の資産及び負債から生ずるリスクの財務的な影響についての情報を含めるべきである。
42. 企業の財政状態及び財務業績に関する一般的に目的適合的な情報は、(1) 報告企業全体、(2) 企業が認識した資産及び未認識の資産、(3) 企業が認識した負債及び未認識の負債、(4) 取引及び資産及び負債のその他の変動、(5) 当該資産及び負債から生じるリスクの財務的影響、(6) 上記の会計処理に用いられる方法及び仮定に分けられる。

(論点 2：財務諸表注記に関連する重要性)

43. IASB は、重要性の考えは、明確であり、一般的によく理解されているため、概念フレームワークの中で重要性に関する指針を修正することを提案していないし、追加的な指針を提供することも提案していない。
44. IASB は、個々の基準レベルまたは適用指針レベルで重要性の適用に対処するために追加的な作業を行うことを検討している。

### ASBJ の主張

(論点 1：財務諸表注記の範囲)

45. ASBJ スタッフは、上記の IASB の提案に概ね同意するが、より詳細に分類できると考えている。表示科目に関連する情報は、5つのカテゴリーに細分化できると考えている。
46. 表示科目に関連する情報については、以下の3点を強調して説明した。
- (1) 将来予測的(forward-looking)な情報には、次の2つの側面がある。



- 1 つ目は、取引、事象及び状況が年度末までに発生したことにより、財務諸表上、認識されているものであって、見積りを用いて測定される項目
  - 2 つ目は、取引、事象及び状況が年度末までに発生していないため、財務諸表上、認識されていないものであって、開示後発事象以外の項目
- (2) 開示には、リスク・エクスポージャーの記述は含まれるが、それに関する計画や戦略の記述は含まれるべきではない。これは、そのような計画や戦略の情報は、忠実に表現されず、検証可能でない可能性があるためである。
- (3) 代替的な測定に関連する情報は、次の3つに分類することができる。
- 代替的な測定基礎を用いて測定される情報（例：財務諸表上、取得原価で測定される項目の公正価値情報）
  - 代替的なインプットを用いて測定される情報（例：感応度分析）
  - 代替的な会計方針を用いて測定される情報（例：会計方針の変更の影響）
- （論点2：財務諸表注記に関連する重要性）

47. 注記に関する重要性に関する記述を概念フレームワークに含めるべきである。
48. 主要財務諸表に関する重要性と注記に関する重要性は異なるべきであるが、実務においては、状況により両者の重要性が同じであると考えられる場合がある。注記に関する重要性に関する記述を概念フレームワークに含めることが、開示の過多という問題に対処する上でも有意義である。

## 議論の概要

（論点1：財務諸表注記の範囲）

49. ASBJ スタッフが提案する分析は有益である。ディスカッション・ペーパーではここまで詳細に記載しないが、今後、財務諸表注記の構成を確立していくことは重要だと考えている。さらに検討を進めて、発展させてほしい。（IASB）
50. 代替的なインプットを用いて測定される情報に関して、感応度分析による情報と測定の不確実性に関する情報を分けて検討することが有益と考える。（IASB）

（論点2：財務諸表注記に関連する重要性）

51. ASBJ スタッフの意見に同意する。あまり多くを記載する必要はないが、主要財務諸表に関する重要性と財務諸表注記に関する重要性の関係を明確化すべきと考える。（IASB）

## 概念フレームワーク - 認識及び認識の中止

（認識規準）

### IASB の提案

52. 2013年4月のIASB会議ではIASBスタッフにより、資産及び負債の認識規準から、現行の概念フレームワークにある「可能性が高い」という用語を削除して下記とする提案がなされていた。
- (1) 企業は、次の場合を除き、すべての資産と負債を認識しなくてはならない。

- (2) IASB が個別の基準を開発又は改訂するプロジェクトの中で、資産や負債を認識することが、利用者に目的適合性のある情報を提供しない場合、もしくはコストを正当化出来るほど十分に目的適合性がある情報を提供しない場合には、企業は資産又は負債を認識する必要がない、もしくは認識すべきでない<sup>2</sup>と決定するかもしれない。

### ASBJ の主張

53. 不確実性を構成要素の定義、認識、測定、開示のいずれの章で扱うかは、概念フレームワークの中で最も重要な論点の一つと認識している。認識規準から「可能性が高い」を削除することは、改正 IAS 第 37 号の提案において、質問していなかったにも関わらず、多くの回答者が認識規準に含めるべきだと指摘したことを想起する。
54. 不確実性は測定のみで扱うのではなく、性質に応じて認識でも扱うべきであり、次の二つの側面から考えてみてはどうか。
- (1) 取引を行う当事者が起こり得る結果の理論上の可能性を知っているかどうか
- (2) 起こり得る結果の範囲が合理的な範囲に収まるかどうか

取引を行う当事者が起こり得る結果の理論上の可能性を知っている場合は、企業は、すべての資産と負債を認識し、不確実性は主として測定において扱う。

そうでない場合で、起こり得る結果の範囲が合理的な範囲に収まる場合には、不確実性は主として認識で扱い、蓋然性規準<sup>2</sup>に基づき資産又は負債を認識する。合理的な範囲に収まらない場合には資産又は負債を認識せず、不確実性は主として開示において扱う。

### 議論の概要

55. IASB は、存在に関する不確実性がある場合には閾値を設け、測定の不確実性については、測定で不確実性を扱う方が良いのではないかと考えており、アプローチが異なる。(IASB)
56. IAS 第 37 号の改訂公開草案に関して、1 回のみ実施される事象に対する保険や保証契約をどう取り扱うかが問題となった。(IASB)

(自己創設のれんの認識)

### IASB の提案

57. 2013 年 4 月の IASB スタッフによるドラフトでは、自己創設のれんは、利用者が報告企業の価値を見積もるために役立つ価値を提供しないため、利用者にベネフィットを提供しないことに加え、忠実な表現を提供する測定であると利用者が信頼できない程に見積りの不確実性が高く、利用者に目的適合性のある情報をもたらさないため、コスト・ベネフィットの観点から認識すべきでない<sup>2</sup>と説明されていた。

<sup>2</sup> 蓋然性規準の閾値は、資産又は負債の性質に基づき個別基準レベルで決定する。

#### ASBJの主張

58. 自己創設のれんを認識してはいけないという点では意見が一致しているが、理由について少し異なっている。ASBJ スタッフは、経営者が負うべき責任は基本的には事実の開示であり、予測は投資家の自己責任で行われるべきであると考えている。自己創設のれんを認識することは、経営者が企業の価値を自分で報告することになり、有益な財務情報を提供するという財務報告の目的との整合性が図れなくなる。目的適合性の問題というのが我々の考え方である。

#### 議論の概要

59. IASB から表現の忠実性の問題ではないかという意見もあったが、ASBJ の主張について理解できるという発言がなされた。

## 保険契約

### IASB の提案

60. 2010 年に公表された公開草案においては、財務諸表上にボリューム情報を示さない要約マージン・アプローチを提案していたが、再審議の結果、既経過保険料アプローチで算定された保険契約収益をボリューム情報として表示する旨を暫定決定している。
61. この暫定決定では、保険者が保険契約者に移転するサービスが主に保険金及び給付金の支払であるという前提に基づき、当初認識時の予想将来キャッシュ・インフローを各期間の予想保険金の割合で配分して保険契約収益として表示することとした。

### ASBJ の主張

62. ASBJ は既経過保険料アプローチを選好するものの、具体的な方法としては、残余マージンの解放パターンに従って、当初認識時の予想将来キャッシュ・インフローを各期間に配分した金額を保険契約収益として表示し、保険金を発生時に表示した上で、これらの金額と引受マージン合計とをつなぐ残余の金額を独立の表示科目とする代替案を示した。

### 議論の概要

63. IASB 側より、残余マージンが存在しない場合は、どのような方法で配分するのかとの質問があった。これに対して ASBJ 側より、残余マージンが存在しない場合は、予想保険金の時期及び金額に基づいて配分する方法を考えており、これは保険料配分アプローチとも整合しているとの回答があった。
64. IASB 側より、保険者にとって、保険金の支払は重要なサービスの提供であり、なぜその金額で収益を配分しないのかとの質問があった。これに対して ASBJ 側より、保険契約収益の配分は、後加重になる場合が想定される予想保険金ではなく、保険者が提供するサービスの移転と整合的な方法で行うべきであるとの回答があった。
65. IASB 側より、代替案に基づいて残余の金額を表示した場合、その金額に関して利用者に説明するのは非常に困難であるとのコメントがあった。これに対して ASBJ 側より、残余の金額の説明は難しいものの、収益認識プロジェクトとの一層の整合性を考慮すれば、サービスの移転に従って収益を配分する方がより望ましいと考えて、今回の代替案を検討したとの回答があった。
66. IASB 側より、保険金の発生に著しい偏りが生じる場合、サービスの移転に従って収益を平準的に配分すると、収益と費用との間で不整合が生じてしまうのではないのかとの質問があった。これに対して ASBJ 側より、保険金の発生に著しい偏りが生じる場合は、残余マージンの解放パターンもそれを反映したものになり得るため、代替案でも不整合は生じないとの回答があった。

## 金融商品：減損

### IASB の提案

67. IASB は 2013 年 3 月に、公開草案「金融商品：予想信用損失」を公表しており、当初認識時以降の信用の質の悪化の程度に基いて、減損認識を行うことが提案されている。

### ASBJ の主張

68. IASB が提案している減損モデルに関して、ASBJ サイドから、次の点について懸念が示された。

- (1) 実務上のコストを回避するための便宜である「投資適格」の格付けを用いることは、銀行における内部格付けと必ずしも一致せず、目的に適っていないのではないか。
- (2) ポートフォリオベースで信用の質の悪化を識別しようとする場合、ポートフォリオ全体に対して予想されていた信用の質の悪化と、事後的に判明した信用の質の悪化とが混同されてしまい、信用の質の悪化を忠実に補足できないのではないか。
- (3) ある顧客に追加で貸付が行われた場合に、貸付毎に異なるステージに区分される可能性があり、銀行監督や金融機関の信用リスク管理の手法と整合的でないのではないか。

69. ASBJ サイドから、相互にトレードオフの関係を有する可能性のある以下の要因を考慮した上で、以下が ASBJ スタッフより提案された。

代替案 1：FASB の CECL (Current Expected Credit Losses) モデルをベースとして、購入した信用減損金融資産 (PCI) に関する取扱いを、全期間ベースの累積デフォルト確率が一定のレベルにあるオリジネートローンに拡大する。

代替案 2：IASB のモデルをベースとして、以下の修正を行う

- 報告日現在における信用の質の絶対的なレベルをベースとして、ステージ間の移動を捕捉する。
- 収斂を達成するために 12 カ月を超える期待損失に対して一定レベルの引当金を計上することを許容する。

70. IASB が提案している利息収益の認識方法に関して、ASBJ サイドから、次のような発言がされた。

- IASB のモデルでは、信用の質が悪化した金融資産であっても、当初契約金利に基づく実効金利法をベースとして利息収益が計上される。しかし、こうした金融資産から利息が回収されることが少ないため、利息収益の認識に関する提案について、日本の関係者は懐疑的である。

## 議論の概要

71. ASBJ の主張に対して、IASB サイドから以下のコメントがあった。

(IASB が提案している減損モデルに対する ASBJ スタッフの見解について)

(1)について：信用リスク管理の絶対的なレベルは各国の銀行によってさまざまであり、ASBJ スタッフからの提案によると、比較可能性が保てなくなる恐れがある。信用の質の悪化の識別については、最近、あまり懸念は聞かれず、絶対的な信用レベルの変化を使用することで、銀行が実務上対応できると判断したのではないか。公開草案の中からこの点を読み取れないのであれば、適用ガイダンスを充実させることが可能かもしれない。

(2)について：提案モデルは、実務上の対応可能性や、規制も考慮されており、それらの妥協の上に成り立っているといえる。

(3)について：問題意識は理解するが、該当する事象が稀であるため、深刻な問題とはならないのではないか。このようなローンの場合、当初からモニタリングしているはずなので、重要な悪化があった場合には速やかにステージ2に移動することができるのではないか。

(ASBJ スタッフによる代替案について)

72. 12 カ月超の予見可能な将来を考慮して良い旨を提案しているが、比較可能性等の観点から問題があるのではないか。この方法によると、規制当局が stage1 の期間を決めるということになるであろうが、会計基準設定の方法としては好ましくない。

(利息収益の認識について)

73. IASB のモデルでは、現在価値計算に基づいて減損損失額を算定することとされているため、未収利息を認識する方が概念的により適切ではないか。

## のれんの減損及び償却に関する ASBJ のリサーチ・プロジェクト

### ASBJ の主張

74. ASBJ は IASB が行った「アジェンダコンサルテーション 2011」に対するコメントで、IASB による IFRS 第 3 号「企業結合」の適用後レビューの範囲に、のれんの会計処理を含めるべきとの意見発信を行っている。
75. また、ASBJ は、欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) 及びイタリア会計基準設定主体 (OIC) と共同で、のれんの会計処理についてリサーチ・プロジェクトを進めている。
76. 今回の定期協議では、ASBJ が実施したのれんの減損及び償却に関する質問票への回答及び意見交換会において示されたコメントや、学術論文を含むのれんに関する文献から得られた考え方を紹介した。また、EFRAG 及び OIC と共同で、次の項目について引き続きリサーチを行う予定である旨を示した上で、IASB サイドにおけるのれんの会計処理に関する考え方について意見交換を行った。
- (1) のれんの償却を再導入すべきか
  - (2) 取得のれんが財政状態計算書において認識されるべきか
  - (3) 減損テストに関する現行ルールの改善
  - (4) IAS 第 36 号「資産の減損」で要求される開示の改善

### 議論の概要

77. IASB サイドから、次のコメントがなされた。
- IFRS 第 3 号の適用後レビューの範囲について、IASB として意思決定を行っていないが、個人的には、のれんに関する点も含め、包括的な検討を行うべきと考えている。
  - のれんの株主持分に対する即時償却は過去に英国でも行われており、一つの可能性として検討に含められるべきである他、のれんが貸借対照表に含められるべきか否かを明確にするべきだと考えている。また、のれんの減損テストについてコストを下げることが可能か、のれんに関する開示の改善も、欧州証券市場当局 (ESMA) のレポートで指摘されているように、重要な点であり、今後のリサーチを行う予定とされている項目について違和感はない。
  - 財務諸表利用者としては、のれん控除前とのれん控除後の純資産を見たいと考えている。概念フレームワークに照らして考えると、のれんも資産に該当するが、他の資産と全く同じではなく、のれん控除後の純資産を示すこともあり得るのではないか。
  - のれんの償却については、理論的には理解できるが、アナリストはのれんの償却金額を足し戻しており、償却後の当期純利益を企業の収益性の分析に使用していなかった。このため、のれんを償却するかどうかは意思決定には限定的と考えている。他方、減損アプローチによる場合、減損金額自体には目的適合性

はあると考えられるが、減損損失の認識時期が遅れがちである等の指摘がされており、いずれにしてもキャッシュ・フロー予測に有用であるか疑問である。

- 個人的には、受託者責任の観点が最も重要と考えている。経営者は買収を行った場合、説明責任を果たす必要があり、その観点からは、貸借対照表にのれんを計上しておいた方がよい。受託者責任の観点からは、のれんの減損のみのアプローチも正当化できるが、償却に意味があるとする議論もあり、どちらによっても説明ができるのではないか。
- のれんのうち、少なくとも一部は、シナジー効果のために上乗せして払った部分であり、実現した場合には収益がその分認識される。その場合、のれんを償却しないと、収益が二重計上されてしまう。このため、少なくとも、将来のシナジー効果を期待して払ったプレミアム部分については、償却をしないアプローチが経済的に適切と思わない。

以 上